

【令和8年度活動募集】

京都市地域の福祉活動応援事業（愛称：めばえーる事業）

募集要項 **追加募集**

～ 小さな福祉活動の芽をみんなで応援！！ ～

1 めばえーる事業の概要

孤独・孤立やケアラーといった、新たな福祉的課題が顕在化するなど、人々の福祉ニーズは、年々、多様化しています。

本事業は、こうした新たな福祉的課題に着目して活動を行う熱意ある民間の福祉団体をサポートする事業です。

本市が公募により選定した民間の福祉団体が実施する活動について、ふるさと納税型クラウドファンディングを通じて、活動に賛同いただける個人、企業の方等を募り、集まった寄付金額に応じて、必要な活動資金を補助します。

また、補助金交付後も自立的・継続的に地域に根差した活動が実施できるよう、情報発信力及び資金獲得力の強化に向けた支援を実施します。

※ 「めばえーる」とは、「芽生える」と「エール（応援）」を掛け合わせた言葉で、福祉活動の芽をみんなで応援し、育てるという思いが込められています。

2 対象団体

本事業に申請できる団体は、以下の条件を全て満たす団体です。

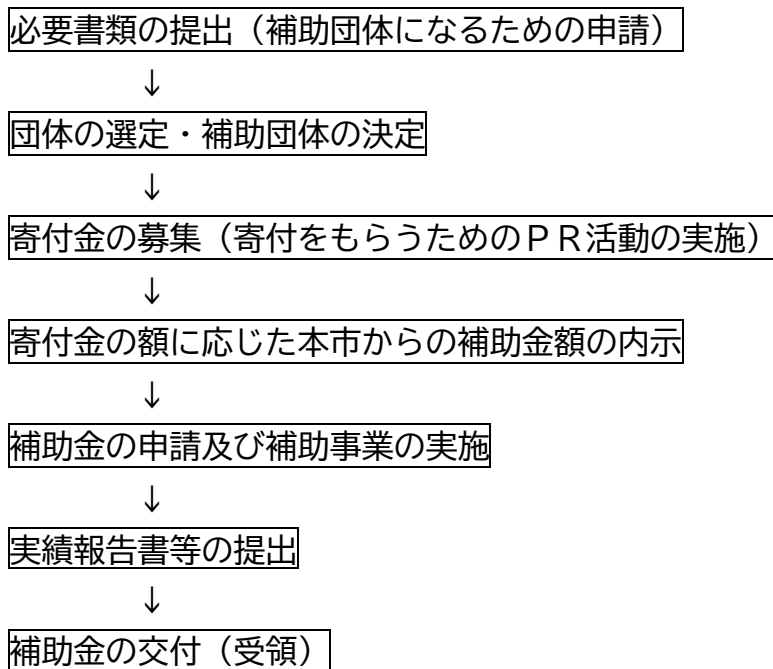
- 京都市内において障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援等の福祉的な活動又はこれに準ずる活動を1年以上継続して実施していること
- 京都市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人（法人格がない団体も対象となります。）
- 営利を目的として事業を行っていないこと
- 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと
- 過去3年間に京都市から行政処分を受けていないこと
- 京都市の競争入札に関する参加停止の要件に該当していないこと

3 対象となる活動

市内で実施する障害、高齢、生活困窮への支援など、**多様化、複合化する福祉的課題の解消を目的として実施する特色ある活動**（補助を受けようとする年度中に実施される活動）

- ※ 公的制度の対象となる事業のほか、本市が委託する事業又は他の福祉的活動を支援する目的で本市が補助金を交付している活動等を除く。
- ※ 子どもを主たる対象とする活動を除く（子どもを含む多世代が参加できる活動は対象）。

4 申請から補助金交付までの基本的な流れ



※ 補助事業を事前着手する場合は、京都市と要相談。

※ 必要に応じて補助金は概算払いにより交付。

5 補助金額

上限額50万円／1団体（補助率10分の10）

※ クラウドファンディングの実績に応じた額（手数料分を除く）を交付

6 補助団体の活動

補助事業の実施に加え、以下の活動を実施していただきます。

- (1) 補助金交付の資金となる寄付金を募るための積極的なPR活動
- (2) 京都市福祉ボランティアセンターへの登録、積極的な情報発信及び情報収集
- (3) 補助事業実施後、寄付者や次年度以降の応募希望団体を対象とした広報活動（実績報告会の開催等）への協力

7 申請の方法

追加募集期間 令和8年5月25日（月）～同年6月12日（金）

京都市情報館で、京都市地域の福祉活動応援事業実施要綱を確認のうえ、申請書等をダウンロードし、必要書類を添付のうえ、以下の提出先に御提出ください。

- (1) ダウンロード

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000329155.html>



- (2) 提出先

≪郵送≫

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（寄付担当）

≪メール≫

chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

※ メールのはじめの件名は、「【めばえーる事業】申請団体名」としてください。

提出書類

- ① 京都市地域の福祉活動応援事業申請書【第1号様式】
- ② 活動計画書【第2号様式】
- ③ 団体の定款又は規約
- ④ 団体の活動実績が分かるもの
- ⑤ 団体の直近3年間の決算書
- ⑥ 誓約書【京都市暴力団排除条例施行規則の第1号様式】

8 審査及び補助団体の決定

追加募集予定件数 : 2件程度

(令和8年度採択予定件数: 8件程度)

活動内容が先駆的又は特色ある活動か、新たな福祉的課題に着目したものか、活動に広く賛同（寄付）を得られる訴求力があるか等を、総合的に審査し、予算の範囲内で決定します。

原則、これまでに本事業による補助を受けていない団体又は活動を優先します。

9 資金調達の実施

(1) 基本事項

- ・ 本市が支援を行うことを決定した活動について、活動ごとにふるさと納税型クラウドファンディングにより寄付を募り、寄付額に応じて補助金を交付します。
- ・ 寄付目標金額は、クラウドファンディングの実施に要する手数料を除いて上限50万円です。
- ・ 寄付目標金額に、クラウドファンディングの実施に要する手数料を加えた額を上回って寄付があった場合、上回った額は本事業全体を支援するための本市への寄付として受け入れ、主にはクラウドファンディングにおける寄付目標金額に対する達成率に応じて補助金として交付します。

(2) 寄付金額と補助金の関係

ア 寄付目標金額（上限50万円。手数料を除く）を上回った場合

- ・ 活動に要した経費（補助対象経費）と寄付金額（クラウドファンディング等により募った額、上限50万円）を比較し、いずれか低い方の額を支給します。

イ 寄付目標金額を下回った場合

- ・ 当該寄付額（手数料を除く）で実現可能な範囲の事業計画への見直し（規模の縮小、実施回数の見直し、自己資金の充当など）を行ったうえで事業を実施していただきます。
- ・ 活動を指定しない寄付があった場合、本事業全体を支援するための本市への寄付として受け入れ、主にはクラウドファンディングにおける寄付目標金額に対する達成率に応じて補助金として交付します。

10 補助金の交付申請

- ・ 寄付額の決定（本市からの補助金額の内示）後、補助金の申請を行っていただく必要があります。
- ・ 申請方法は、本市担当者から補助団体に対し直接説明を行いますので、担当者の指示に従い、期日までに必要な資料を御提出ください。

11 その他注意事項

- ・ クラウドファンディング等で収集した寄付者の情報は、返礼品の発送に必要な情報を除き、個人情報保護の観点から各団体にお教えすることはできませんので、御了承ください。
- ・ クラウドファンディングの実施に当たっての返礼品の設定は任意としますが、目標達成に向けた手段として積極的に検討してください（これまでの団体の活動等を通して作成された返礼品等でも結構です。）。
- ・ クラウドファンディングの目標達成のためには、補助団体が主体的かつ積極的にクラウドファンディングや活動の情報をSNS等様々な媒体で発信することが極めて重要ですので、補助団体の決定を受けた後は、積極的に情報発信を行ってください。
また、本補助金における寄付金の獲得のみならず、今後の活動を行っていくに当たって継続的な支援を受けるためには、寄付主への実績報告や広く情報発信を行っていくことが重要です。
- ・ クラウドファンディングの実施に当たっては、本市、クラウドファンディング事業者と共にクラウドファンディングの募集ページ等を作成していきまします。作成に当たり、活動のアピールに必要な情報、写真等の素材の提供をお願いする場合があります。
- ・ 補助金は公金であること、補助金の原資が寄付金であることを踏まえ、補助団体としてふさわしい活動、情報の発信に努めてください。
- ・ 補助金の交付決定を行った後は、活動の変更及び中止・廃止を行う場合には、あらかじめ本市の承認が必要になります。

【申請・問合せ先】

京都市 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室（寄付担当）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3529 FAX：075-256-4652

メール：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp